

横手市議会平成25年第6回12月定例会 追加議案

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第162号	横手市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例 (H25. 12. 22施行)	<ul style="list-style-type: none"> 横手市監査委員の定数を3人とし、識見監査委員を常勤から非常勤にするための条例の一部改正。 	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> 定数 現 行・・・識見1人、議選1人 改正後・・・識見2人、議選1人 識見監査委員（非常勤）の報酬 月額 150,000円 旅費 別表1相当額
		①横手市監査委員に関する条例の一部改正	
		②横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	
③横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正			
議案第163号	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて	所有権移転の再登記に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること	
		概要	平成25年6月17日付けで交付した農地法第3条の規定による許可書が農業委員会の総会を経ていない無効なものであることが判明し、所有権移転登記のやり直しをしたことにより相手方に損害を与えたもの。
		賠償額	65,000 円